

規制の事前評価書(要旨)

規制の名称	銀行等による取引モニタリング等の共同化への対応										
担当部局	金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6228 e-mail: RIA@fsa.go.jp									
評価実施時期	令和4年3月3日										
規制の目的、内容及び必要性等	<p><b>【目的・必要性】</b>  金融のデジタル化等の進展を踏まえ、銀行業界において、マネロン等対策の実効性を向上させる必要性が高まっていることを背景に、取引モニタリング等の共同化による高度化・効率化に向けた具体的な検討が進んでいる。  こうした状況を踏まえて、複数の金融機関等から委託を受け、送金・決済といった為替取引に関する取引モニタリング等を共同化して実施する事業者について、業務運営の質を確保する観点からの施策が必要であり、こうした措置を講じなければ、我が国の資金決済制度が安定的かつ効率的でないものとなるおそれがある。</p> <p><b>【内容】</b>  複数の金融機関等からの委託を受け、為替取引に関し、取引モニタリング等を共同化して実施する事業者について、許可制(為替取引分析業)を導入する。</p>										
	法令の名称・関連条項とその内容	資金決済法第2条、第63条の23～第63条の42等 ※以上、全て改正案									
想定される代替案	本案では、為替取引分析業者は、主務大臣の承認を受けない限り、為替取引分析業及びその関連業務以外の業務を行うことができないが、代替案では、当該承認を不要とする。										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>直接的な費用</th> <th>費用の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(遵守費用)</td> <td>為替取引分析業を行おうとする者において、許可申請に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。</td> <td>主務大臣の承認を受けるための手続きに係る費用が削減される。</td> </tr> <tr> <td>(行政費用)</td> <td>許可審査に係る費用が発生する。また、為替取引分析業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。</td> <td>当該承認に係る費用が削減される。</td> </tr> </tbody> </table>			直接的な費用	費用の要素	代替案の場合	(遵守費用)	為替取引分析業を行おうとする者において、許可申請に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。	主務大臣の承認を受けるための手続きに係る費用が削減される。	(行政費用)	許可審査に係る費用が発生する。また、為替取引分析業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。	当該承認に係る費用が削減される。
直接的な費用	費用の要素	代替案の場合									
(遵守費用)	為替取引分析業を行おうとする者において、許可申請に係る費用や規制の遵守に係る費用が発生する。	主務大臣の承認を受けるための手続きに係る費用が削減される。									
(行政費用)	許可審査に係る費用が発生する。また、為替取引分析業者に対する関連法令の遵守状況等についての検査・監督に係る費用が発生する。	当該承認に係る費用が削減される。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>直接的な効果(便益)</th> <th>便益の要素</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>複数の金融機関等の委託を受け、為替取引に関し、取引モニタリング等を共同化して実施する為替取引分析業者について、許可制を導入し、当局の検査・監督を及ぼすことにより、業務運営の質が確保される。</td> <td>為替取引分析業者が為替取引分析業以外の他業を自由に行えることとなれば、その業務から得られる損益の動向によっては、多額の損失を被り、経営に影響を及ぼすことで為替取引分析業が適切に遂行されない事態となるリスクが生じる。仮に、こうしたリスクが顕在化すれば、安定的かつ効率的な資金決済制度を前提とする経済活動において多大な損失が生じることとなる。</td> </tr> </tbody> </table>			直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合		複数の金融機関等の委託を受け、為替取引に関し、取引モニタリング等を共同化して実施する為替取引分析業者について、許可制を導入し、当局の検査・監督を及ぼすことにより、業務運営の質が確保される。	為替取引分析業者が為替取引分析業以外の他業を自由に行えることとなれば、その業務から得られる損益の動向によっては、多額の損失を被り、経営に影響を及ぼすことで為替取引分析業が適切に遂行されない事態となるリスクが生じる。仮に、こうしたリスクが顕在化すれば、安定的かつ効率的な資金決済制度を前提とする経済活動において多大な損失が生じることとなる。			
直接的な効果(便益)	便益の要素	代替案の場合									
	複数の金融機関等の委託を受け、為替取引に関し、取引モニタリング等を共同化して実施する為替取引分析業者について、許可制を導入し、当局の検査・監督を及ぼすことにより、業務運営の質が確保される。	為替取引分析業者が為替取引分析業以外の他業を自由に行えることとなれば、その業務から得られる損益の動向によっては、多額の損失を被り、経営に影響を及ぼすことで為替取引分析業が適切に遂行されない事態となるリスクが生じる。仮に、こうしたリスクが顕在化すれば、安定的かつ効率的な資金決済制度を前提とする経済活動において多大な損失が生じることとなる。									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>副次的な影響及び波及的な影響</th> <th>副次的な影響等</th> <th>代替案の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>為替取引分析業者の業務運営の質が確保されることにより、金融機関等におけるマネロン等対策の実効性の向上を通じて、我が国の資金決済制度の安定化及び効率化が図られる。</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合		為替取引分析業者の業務運営の質が確保されることにより、金融機関等におけるマネロン等対策の実効性の向上を通じて、我が国の資金決済制度の安定化及び効率化が図られる。	—			
副次的な影響及び波及的な影響	副次的な影響等	代替案の場合									
	為替取引分析業者の業務運営の質が確保されることにより、金融機関等におけるマネロン等対策の実効性の向上を通じて、我が国の資金決済制度の安定化及び効率化が図られる。	—									
政策評価の結果(費用と効果(便益)の関係等)	本案では、為替取引分析業者の業務運営の質の確保、マネロン等対策の実効性の向上、資金決済制度の安定化及び効率化といったプラスの効果が得られる一方で、遵守費用や行政費用の発生といったマイナスの効果も生じるが、両者を合算してもプラスの効果が見られると考えられる。										
その他関連事項	—										
事後評価の実施時期等	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」の施行後5年以内に、改正後の規定の実施状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。施行後5年以内に事後評価を実施する。										
備考	—										